

製品	020.給与応援, 092.法定調書顧問	バージョン	H26.10a
件名	平成26年 年末調整対応版のご案内	発売予定	2014/11中旬

発売済み

プログラム提供開始日 (予定)

ダウンロード公開日 マイページご利用の場合	2014年11月10日(月) 2014年11月12日(水)	
CD-ROM 発送開始日	給与応援Super	2014年11月21日(金)
	給与応援Lite	2014年11月28日(金)
	法定調書顧問	2014年11月25日(火)
バージョンアップ対象	Ver.H25.10以降	

「ダウンロード提供」を設定されている保守契約のユーザー様は「マイページ」よりダウンロードいただけます。
Ver.H26.1用のライセンスキー(プロダクトID)が必要です。
ネットワーク版は、データベース、クライアントプログラムのセットアップが必要です。

システムの主な変更点

*税制改正対応

所得税の税率の改正

平成25年度の改正により、平成27年分以後の所得税の税率について、課税所得4,000万円超の区分が設けられ、その税率を45%とすることとされたことに伴い、「給与所得の源泉徴収税額表(月額表、日額表)」及び「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」が改正されました。
平成27年1月1日以後に支払うべき給与等について適用されます。

給与明細 / 賞与明細の所得税計算 (法定調書顧問 除く)

選択した会社の処理年分(26年分 / 27年分以降)により、計算式や月額表を切り替えて毎月の給与や賞与の源泉徴収税額が計算されるよう対応いたします。

平成27年分の年調計算については、平成27年版プログラムで対応する予定です。
平成27年途中で非居住者となった人や、死亡退職した人などが対象となる年度途中での年末調整には対応しませんので、あらかじめご了承ください。

通勤手当の非課税枠拡大について

(国税庁) 通勤手当の非課税限度額の引き上げについて

<http://www.nta.go.jp/gensen/tsukin/index.htm>

運用手順およびプログラム対応について

<http://www.tabisland.ne.jp/support/Plnfo.nsf/OenList3/E000396>

源泉徴収簿に「非課税となる通勤手当」の印字

平成26年分データに限り、年末調整 / 一覧入力 of 「非課税調整額」の金額を源泉徴収簿に「非課税となる通勤手当」として印刷します。

ただし、計算例の内訳「(通勤手当の非課税限度額の差額 × 7ヵ月)」の印字はできません。

様式変更

以下の様式変更に対応しました。

- ・保険料控除等申告書
- ・あっせん手数料の支払調書(給与応援Lite除く)

*社会保険に関する変更点 (法定調書顧問 除く)

料率変更

厚生年金保険料率、特定保険料率について、27年度のサンプルデータと標準データの初期設定を最新の料率に変更します。標準データをもとに会社データを新規に作成する場合は、料率の設定を見直してください。
また、労働保険の申告書の資料起動時に、初期表示される拠出金率を変更します。事業の種類や改定内容にあわせ各保険料率を上書入力に変更してください。

(健)被保険者証再交付申請書

(健)被保険者証再交付申請書の様式変更に対応します。なお、様式が大幅に変更されたため、平成25年版で登録済みの(健)被保険者証再交付申請書の社会保険データは、Ver.H26.10では読込できません。

*その他のシステムの変更点

辞書更新

郵便番号辞書、銀行コード辞書(法定調書顧問除く)、市町村辞書を更新します。

年調合併(給与応援 Lite / 法定調書顧問 除く)

年調合併データで電子申告用ファイルを送信した後、年調合併をやり直すと、訂正した支払者のみ「訂正」「無効」と判定すべきところ、年調合併し直したデータを全て「追加」、送信済みの元データを全て「無効」で自動判定してしまうという問題に対応します。

汎用データ

汎用データの受入タブ「年末調整データ」の受入で、以下の「保険料等」「控除額等」項目の受け入れを可能とします。「年末調整データ」を受け入れると、年末調整ノ一覧入力画面の対象項目は上書(緑色)項目に変更されます。

給与明細(法定調書顧問 除く)

計算条件の設定の所得税の計算方法で「電算機計算の特例」を選択しているとき、ごくまれに10円多く税額が算出されてしまう現象に対応しました。

- ・「月額表」を選択している場合は、問題ありません。
- ・年末調整を行うと、10円の誤りは解消されます。

電子申告対応版について

電子申告を行う場合、電子申告応援をお持ちで、給与システムと電子申告応援がそれぞれ最新版であることが必須となります。

給与システム Ver.H26.10用の電子申告更新用プログラムについては2回にわけてダウンロードのご提供を行う予定です。

所得税徴収高計算書の資料、配当の支払調書の電子申告対応 (2014年11月25日 公開予定)

システム名	バージョン	バージョンアップ対象
給与応援Super	e1	Ver.H26.10

H26年 法定調書の電子申告対応 (2015年1月上旬 公開予定)

システム名	バージョン	バージョンアップ対象
給与応援Super	e2	Ver.H26.10/ Ver.H26.10.e1
法定調書顧問	e1	Ver.H26.10

注意点

平成25年度版で電子申告を行われているお客様が、Ver.H26.10にバージョンアップを行うと、電子申告更新用プログラムを適用するまでの期間は電子申告が行えなくなります。特にインターネットダウンロードやマイページから、給与プログラムVer.H26.10を早期入手した場合や、法定調書顧問についてはVer.H26.10へのバージョンアップのタイミングについてご注意ください。

よくある問い合わせQ & A

給与 Q & A

<http://www.tabisland.ne.jp/qa/QAqy.NSF/FM127>